第8回 定時株主総会招集ご浦知



2023年12月21日 (木曜日) 午前10時



東京都中央区日本橋 2-7-1

東京日本橋タワー4階 ベルサール東京日本橋 RoomE



議案 取締役4名選任の件



株式会社Laboro.Al

証券コード:5586

証券コード 5586 2023年12月6日 (電子提供措置の開始日 2023年11月29日)

株 主 各 位

東京都中央区銀座八丁目11番1号 株式会社Laboro.Al 代表取締役CEO 椎 橋 徹 夫

第8回定時株主総会招集ご通知

拝啓ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、第8回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知 申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第8回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

https://laboro.ai/

上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR」「IRライブラリ」

「株主総会関連情報」の順に選択いただき、ご確認ください。

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年12月20日(水曜日)午後6時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト(https://evote.tr.mufg.jp/)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬具

記

1. 日 時 2023年12月21日(木曜日) 午前10時(受付開始 午前9時30分)

2. 場 所 東京都中央区日本橋 2 – 7 – 1

東京日本橋タワー4階 ベルサール東京日本橋RoomE

3. 目的事項

報告事項 第8期(2022年10月1日から2023年9月30日まで)事業報告及び計

算書類の内容報告の件

決議事項

議 案 取締役4名選任の件

以上

- (お願い) 当日ご出席の際には、お手数ではございますが同封の議決権行使書用紙を会場受付に ご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものと して取り扱わせていただきます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

議決権の行使方法のご案内

当日ご出席の場合



当日ご出席の際は、同封の議決権 行使書用紙を会場受付にご提出く ださい。 株主総会開催日時

2023年12月21日(木曜日)午前10時[受付開始:午前9時30分]

当日ご欠席の場合

郵送により議決権を行使する場合



同封の議決権行使書用紙に議案 に対する賛否をご表示いただき、 行使期限までに到着するようご返 送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場 合は、賛成の意思表示をされたもの として取り扱わせていただきます。

行使期限

2023年12月20日(水曜日) 午後6時30分到着分まで

インターネットによる議決権行使の場合



次ページの「インターネットによる 議決権行使のご案内」をご参照の うえ、当社の指定する議決権行使ウェブサイトをご利用いただき、行使 期限までに替否をご入力ください。

行使期限

2023年12月20日(水曜日) 午後6時30分まで

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク) 🔯 0120-173-027 受付時間:午前9時から午後9時まで

インターネットによる議決権行使のご案内



インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから 議決権行使ウェブサイトにアクセスし、賛否をご入力ください。

行 使 期 限 2023年12月20日(水曜日)午後6時30分まで

QRコードを読み取る方法

「ログインID」、「仮パスワード」を入力することなく、議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された 「QRコード」を読み取ってください。



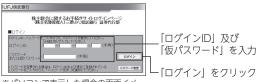
※スマートフォンの機種により「QRコード」でのログインができない場合があります。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

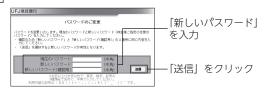
議決権行使 ウェブサイト https://evote.tr.mufg.jp/

2 お手元の議決権行使書用紙の副票 (右側) に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。



※パソコンで表示した場合の画面イメージの一部です。

3 新しいパスワードを登録してください。





以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください

ご注意事項

- (1) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンとスマートフォン等で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- (2) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (3) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株主様のご負担となります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案 取締役4名選任の件

取締役全員(5名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

- 収価収例にありてありよう。								
候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 数					
1	がは、てっぷ 椎 橋 徹 夫 (1983年5月24日生)	2007年9月株式会社ボストン・コンサルティーグ・グループ (現ボストン・コンサーティング・グループ合同会社) 入社2014年5月東京大学 工学系研究科 技術経営戦闘学専攻 グローバル消費インテリジェース寄付講座 学術支援専門職員2014年5月株式会社AppResearch (現株式会社AppResearch (現株式会社を関係) 入社2016年4月当社設立 代表取締役CEO (現任)2017年9月株式会社ボストン・コンサルティーグ・グループ (現ボストン・コンサーティーグ・グループ 合同会社 DigitalBCG Japanパートタイム参画	レ 各 ン 土 3,811,800株					
	【取締役候補者とした理由】							
	椎橋徹夫氏は、当社設立以降、代表取締役として長年にわたり経営の指揮を執り、当社の発展をリー							
		ឱ実績に加え、当社の事業分野における豊富な経験と幅						
	持続的成長と中長期的な企	業価値向上の実現に寄与できると判断し、取締役候補	針といたしました。					

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 数			
2	藤 原 弘 将 (1982年11月17日生)	2007年 4 月 独立行政法人 産業技術総合研究所 (野国立研究開発法人産業技術総合研究所) 入所 2011年 2 月 Queen Mary University of Londor 客員研究員 2012年 9 月 株式会社ボストン・コンサルティング・グループ (現ボストン・コンサルティング・グループ合同会社) 入社 2015年11月 株式会社PKSHA Technology入社 東京大学 非常勤研究員 2016年10月 当社 代表取締役COO兼CTO (現任)	2 011 000+			
	【取締役候補者とした理由】 藤原弘将氏は、代表取締役COO兼CTOとして業務執行全般を統括し、当社の成長を牽引しております。当該実績に加え、当社の事業分野における豊富な経験と幅広い知見は当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上の実現に寄与できると判断し、取締役候補者といたしました。					

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、	地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 数
3	がんの 管 野 寛 (1958年11月14日生)	1991年 8 月 2008年 7 月 2011年 6 月 2012年 4 月 2015年 6 月 2016年 9 月 2016年12月 2017年 8 月 2018年 9 月 2020年 4 月 2022年 7 月	株式会社日建設計入社 株式会社ボストン・コンサルティング・グループ(現ボストン・コンサルティング・グループ合同会社)入社一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授オムロンヘルスケア株式会社社外取締役一橋大学大学院国際企業戦略研究科研究科長スタンレー電気株式会社社外監査役早稲田大学大学院経営管理研究科教授(現任)公益財団法人ユニ・チャーム共振財団理事(現任) ERIホールディングス株式会社社外取締役早稲田大学ビジネス・ファイナンス研究センター所長放送大学客員教授(現任) 当社取締役(現任) Visiting Professor, School of Business, Aalto University, Finland (現任)	一株
	【社外取締役候補者とした	理由及び期待さ	れる役割の概要】	

菅野寛氏は社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。同氏は、コンサルティング業界及び上場会社等の社外役員としての豊富な経験と深い見識を有しており、実践的な視点から当社の経営戦略、事業戦略及び組織戦略の策定・執行に示唆を提供していただけることを期待し、社外取締役候補者といたしました。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、	地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 数				
4	当れるできるとしてできる。 岩 崎 俊 博 (1957年5月10日生)	2008年4月2011年4月2011年6月2012年8月2014年4月2017年7月2020年10月2021年4月	野村アセットマネジメント株式会社執行役副社長野村ホールディングス株式会社執行役野村アセットマネジメント株式会社取締役、CEO兼執行役会長野村アセットマネジメント株式会社取締役、CEO兼執行役会長兼社長野村證券株式会社代表執行役副社長株式会社野村資本市場研究所代表取締役社長上海野村陸家嘴資産管理有限公司董事長一般社団法人投資信託協会会長日本旗艦キャピタル株式会社代表取締役(現任)	一株				
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 岩崎俊博氏は社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。 同氏は、上場企業の経営経験があり、これらの経験及び見識に基づく当社の中長期的成長戦略等への助言により、経営戦略や意思決定の精度を高めること、業務執行体制・内部統制体制の改善強化等への必要な監督、監視、助言を通じ、会社のガバナンス機能強化に対する役割を期待し、社外取締役候補者といたしました。							

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 菅野寛氏及び岩崎俊博氏は、社外取締役候補者であります。
 - 3. 当社は菅野寛氏及び岩崎俊博氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 - 4. 菅野寛氏の社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって1年6ヶ月です。
 - 5. 岩崎俊博氏の社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって1年です。
 - 6. 菅野寛氏及び岩崎俊博氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。両氏が社外取締役に再任された場合、当該契約を継続する予定であります。
 - 7. 当社は、2023年10月1日からを保険期間として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当社取締役を含む被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為(不作為を含みます。) に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補填することとされており、保険料は当社が全額負担しております。本議案における各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は2024年10月の次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

事業報告 (2022年10月1日から2023年9月30日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

1-1. 事業の経過及びその成果

当社は、「すべての産業の新たな姿をつくる。」「テクノロジーとビジネスを、つなぐ。」 をミッションに掲げ、各業界の代表的な企業との協働を通し、企業や産業、そして社会の 長期的・本質的な構造転換に貢献することを目指しております。

当事業年度における我が国の経済環境は、新型コロナウィルスの対策進展や行動制限の緩和を通じ、景気は堅調に推移している一方で、ロシアのウクライナ侵攻の長期化や国内外マクロ経済におけるインフレ・金融引き締めの傾向が見られつつあり、先行き不透明な状況が続いております。

このような中、当社が属するAIソリューション市場においては、「Chat GPT」をはじめとする大規模言語モデルの技術革新の進捗などの結果、企業の競争力の強化や人材不足への対応から幅広い産業で積極的な投資が行われており、事業環境は堅調に推移しております。

これらの結果、当事業年度における経営成績は以下の通りとなりました。

売上高は、人員増加に伴う営業活動強化の結果、新規顧客獲得件数は11件に達し、当事業年度における売上高は1,369,186千円(前期比+86.8%)となり、前事業年度から636,137千円増加いたしました。

売上原価は、481,070千円(前期比+121.2%)となりました。主な内訳は、労務費及び 業務委託料であります。以上の結果、売上総利益は888,115千円(前期比+72.2%)となり ました。

販売費及び一般管理費は681,844千円(前期比+19.5%)となりました。これは主に、 人件費及び先行投資としての採用費用、積極的なマーケティング活動に伴う広告宣伝費であります。以上の結果、営業利益は206,271千円(前事業年度は55,043千円の営業損失)となりました。

経常損益については、営業外収益として302千円(前期比+90.6%)、営業外費用として主に上場関連費用の計上があったことにより12,623千円(前年度は496千円)計上し、193,950千円の利益(前年度は55,381千円の損失)となりました。

当事業年度における特別損益の計上はありませんでした(前事業年度は295千円の特別損失)。以上の結果、当事業年度の税引前当期純利益は193,950千円(前事業年度は55,676千円の税引前当期純損失)となり、法人税等を54,397千円計上したことにより、当期純利益は139,552千円(前事業年度は39,846千円の当期純損失)となりました。

1-2. 財産及び損益の状況

	区	分		第5期	第6期	第7期	第8期 当事業年度
売	上	盲	(千円)	381,054	656,660	733,049	1,369,186
経 常 経 常 当 其	利 益 損 失	又 は (△)	(千円)	71,099	84,416	△55,381	193,950
当り其又は当		利 益 ! 失 (△)	(千円)	53,246	60,645	△39,846	139,552
	たり当期紅 たり当期紅		(円)	4.63	5.26	△3.31	9.70
総	資	産	(千円)	280,494	413,912	1,319,566	2,490,752
純	資	産	(千円)	98,110	208,755	1,169,686	2,248,267
1 株	当 た り	純 資 産	(円)	8.53	17.80	83.09	141.96

1-3. 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は、15,464千円であり、その主なものは、GPU(Graphics Processing Unit:画像処理装置)サーバーであります。

1-4. 資金調達の状況

2023年7月31日をもって東京証券取引所グロース市場に上場し、公募増資により、総額939,029千円の資金調達を行いました。

1-5. 対処すべき課題

① サービス形態の発展による市場におけるポジショニング(市場領域の位置取り)の強化 当社は、各業界の代表的な企業にとって、産業・社会的インパクトの大きい重要なイノベ ーションテーマにおける推進パートナーとして当社を選択いただけるために、ポジショニン グ(注力領域における差別化された位置取り)の強化が重要な課題と認識しております。そ のため、ターゲット領域に合わせたより解像度の高いサービス・プロダクトラインアップの 拡充に努めてまいります。

② ケイパビリティ (組織能力) の更なる強化

当社は、当社の競争力の源泉が高度な専門的能力を有するイノベーション・プロフェッショナル人材と再利用可能な技術的資産の蓄積にあると認識しております。両点の強化において、継続的な優秀人材の採用と育成、及び共通基盤の企画開発を行ってまいります。

③ 内部管理体制の強化

当社は、事業の拡大・成長に応じた内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。経営の公正性・透明性を確保すべく、コーポレート・ガバナンスを強化し、適切な内部統制システムの構築を図ってまいります。

④ 情報管理体制の強化

当社は、サービス提供やシステム運用の遂行過程において、機密情報や個人情報を取り扱う可能性があり、その情報管理を強化していくことが重要な課題であると認識しております。現在、情報セキュリティ管理規則等に基づき管理を徹底しておりますが、今後も社内教育・研修実施やシステム整備などを継続して行ってまいります。

⑤ 財務基盤の強化

当社は、更なる事業の拡大・成長に向け、採用活動及びマーケティング活動に注力するとともに、AI開発に不可欠なインフラの整備に積極投資を図る方針であります。自己資金による資金の循環サイクルを確立することを基本方針としておりますが、顧客プロジェクトが長

— 12 —

期かつ大型化するに伴い、投資が先行することが想定されます。当該資金需要に対応するため、エクイティファイナンスや内部留保により、財務基盤の強化に努めてまいります。

⑥ SDGsの取り組み

当社は、各業界の代表的な企業と産業・社会的インパクトの大きい重要なイノベーションテーマにて協働する方針をとっており、各取り組みがSDGs(持続可能な開発目標)に掲げられる各目標達成に繋がっていくと認識しております。特に研究開発へのAI技術活用により科学技術イノベーションを推進する各取り組みは「7.エネルギーをみんなにそしてクリーンに」「9.産業と技術革新の基盤をつくろう」「13.気候変動に具体的な対策を」に、AI技術により新たな生活者サービスや社会基盤を創出する各取り組みは「3.すべての人に健康と福祉を」「8.働きがいも経済成長も」「11.住み続けられるまちづくりを」に、そして幅広い企業や研究機関との協働を通したイノベーション共創戦略は「17.パートナーシップで目標を達成しよう」に密接に同期しております。今後も、これらのテーマにおける具体的な成果の創出に努めてまいります。

1-6. 主要な事業内容

事業	主要製商品・サービス
カスタムAlソリューション事業	顧客のニーズに合わせ、機械学習を活用したオーダーメイドAI(「カスタムAI」)の開発及びその導入のためのコンサルティングを提供しております。

1-7. 主要な営業所

名称	所在地
本社	東京都中央区

1-8. 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数	
56名(2名)	16名増	36.3歳	1.8年	

(注)従業員数欄の(外書)は、臨時従業員(アルバイト・パートタイマー)の年間平均人員であります。

1-9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして認識しており、経営成績及び財政状態を勘案しつつ利益配当を検討してまいりたいと考えております。しかしながら、現時点では当社は事業規模の拡大及び継続的成長を目指して取り組んでいるため、当面は内部留保に努め、事業への投資資金の確保を優先しております。

1-10. その他会社の現況に関する重要な事項

2. 株式に関する事項

2-1. 株主の状況

1 発行可能株式総数 56,000,000株

2 発行済株式の総数 15,837,628株

3 当事業年度末の株主数 8,065名

4 大株主

株 主 名	持株数	持株比率
椎橋徹夫	3,811,800	24.1%
藤原弘将	3,811,800	24.1%
株式会社博報堂	1,173,709	7.4%
松藤洋介	847,100	5.3%
MCIイノベーション投資事業有限責任組合	469,483	3.0%
株式会社SCREENホールディングス	352,112	2.2%
NOMURA INTERNATIONAL PLC A/C JAPAN FLOW	270,700	1.7%
株式会社SCREENアドバンストシステムソリューション ズ	230,414	1.5%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	139,200	0.9%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	135,200	0.9%

2-2. 事業年度中に会社役員(会社役員であった者を含む)に対して職務執行の対価として 交付された株式に関する事項

該当事項はありません。

2-3. その他株式に関する重要な事項

3. 新株予約権等に関する事項

3-1. 当事業年度末に当社役員が保有している新株予約権等の状況

	発行決 議の日	新株予約 権の数	目的であ る株式の 種類・数	新株予約 権の払込 金額	行使価額 (1株当たり)	人数	権利行使 期間	行使 条件
第2回 新株予 約権	2021年 7月30日	17,250個	普通株式 17,250株	無償	217円	社外監査役 1名	2023年 7月31 日から 2031年 7月30 日まで	(注)
第5回 新株予 約権	2022年 8月31日	11,730個	普通株式 11,730株	無償	426円	社外取締役 1名	2024年 9月1 日から 2032年 6月23 日まで	(注)

⁽注) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の 取締役、監査役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による 退任、定年退職、その他正当な理由のあると取締役会が認めた場合は、この限りでない。

3-2. 当事業年度中に当社使用人に対し交付した新株予約権の状況

4. 会社役員に関する事項

4-1. 取締役及び監査役

会社における地位	氏 名	担当又は重要な兼職の状況
代表取締役CEO	椎橋徹夫	
代表取締役COO兼CTO	藤原弘将	(担当) ソリューションデザイン部、エンジニアリング 部、人事総務部
取締役CAO	松藤洋介	(担当) 事業企画室長
取締役	菅 野 寛	(兼職)早稲田大学 大学院経営管理研究科 教授、公益 財団法人ユニ・チャーム共振財団理事、放送大学客員教 授、Visiting Professor, School of Business, Aalto University, Finland
取締役	岩崎俊博	(兼職)日本旗艦キャピタル株式会社 代表取締役、国立大学法人千葉大学 理事・副学長
常勤監査役	前田晴美	_
監査役	井ノ浦 克 哉	(兼職)KX Capital Group株式会社 代表取締役、KX Capital SG Pte. Ltd. Director、弁護士法人おおたか 総合法律事務所
監査役	田中洋子	(兼職) 田中洋子公認会計士事務所

- (注) 1. 取締役菅野寛氏及び岩崎俊博氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 - 2. 常勤監査役前田晴美氏、監査役井ノ浦克哉氏及び田中洋子氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 - 3. 当社は、取締役菅野寛氏、岩崎俊博氏、監査役前田晴美氏、井ノ浦克哉氏及び田中洋子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 4. 監査役田中洋子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4-2. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当事業年度において該当事項はありません。

なお、当社は、2023年10月1日からを保険期間として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役であり、被保険者は保険料を負担する予定はありません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行っ

た行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

4-3. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項 当社は、取締役会において、以下の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議 しております。

役員報酬は、持続的成長及び企業価値向上への貢献意欲を高めることを基本とし、各役員の職務遂行と責任に見合った公正な処遇とすることを基本方針としております。

取締役の報酬については、株主総会で決定された報酬総額を限度として、各取締役に求められる職責及び能力等を勘案し、取締役会において方針を検討し、代表取締役会議にて、個別の支給額を決定しております。なお、取締役の報酬は、固定報酬としての金銭による基本報酬により構成し、業績連動報酬は採用しておりません。

監査役の報酬については、株主総会で決定された報酬総額を限度として、監査役の協議にて、個別の支給額を決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬限度額は、2019年5月24日開催の定時株主総会において、年額70,000千円以内(決議時の取締役の員数3名)と決議されております。

監査役の基本報酬は、2021年12月17日開催の定時株主総会において、年額15,000千円以内(決議時点の監査役の員数3名)と決議されております。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役CEO椎橋徹夫及び代表取締役COO兼CTO藤原弘将から構成される代表取締役会議にて具体的内容を決定しております。委任された権限の内容は、個人別の報酬額の具体的内容を決定する権限であり、当該権限を委任した理由は、業務全般を把握している代表取締役に委任することが合理的と考えられるからであります。当該権限が代表取締役会議によって適切に行使されるように、個人別報酬の決定において考慮した事項について、合議体である代表取締役会議において代表取締役が

相互に牽制機能を働かせ決定しております。

取締役会は当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

小三 反八	報酬等の総額	報酬等	 対象となる役員		
役員区分	(千円)	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	の員数(人)
取締役 (うち社外取締役)	48,088 (7,600)	48,088 (7,600)	(-)	— (—)	5 (2)
監査役 (うち社外監査役)	11,160 (11,160)	11,160 (11,160)	(—)	— (—)	3 (3)

4-4. 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

区 分	氏	名	重要な兼職先	重要な兼職先と当社との関係	
社外取締役	菅 野	寛	早稲田大学 大学院経営管理研究科教授、公益財団法人ユニ・チャーム共振財団理事、放送大学客員教授、Visiting Professor, School of Business, Aalto University, Finland	重要な取引、その他関係はあ りません。	
社外取締役	岩崎	変 博	日本旗艦キャピタル株式会社 代表 取締役、千葉大学 理事・副学長	重要な取引、その他関係はあ りません。	
社外監査役	前田田	请 美	_	_	
社外監査役	井ノ浦・ラ	克 哉	KX Capital Group株式会社 代表取締 役、KX Capital SG Pte. Ltd. Director、弁護士法人おおたか総合 法律事務所	重要な取引、その他関係はあ りません。	
社外監査役	田中氵	羊 子	田中洋子公認会計士事務所	重要な取引、その他関係はあ りません。	

② 当事業年度における主な活動

		出席状況及び発言状況並びに社外取締役・社外監査役 に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	菅 野 寛	当事業年度に開催された取締役会全てに出席いたしました。 コンサルティング業界及び上場会社等の社外役員としての豊富な経験と幅広い観点から、当社の中長期成長戦略他、適宜発言を行っております。
社外取締役	岩崎俊博	就任以降、当事業年度に開催された取締役会全てに出席いた しました。上場会社等の役員としての豊富な経験と幅広い観 点から、当社の中長期成長戦略他、適宜発言を行っておりま す。
社外監査役	前 田 晴 美	当事業年度に開催された取締役会、監査役会の全てに出席いたしました。主に事業会社における豊富な経験に基づき、当社の内部統制全般につき適宜発言を行っております。
社外監査役	井ノ浦 克 哉	当事業年度に開催された取締役会、監査役会の全てに出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制等について適宜発言を行っております。
社外監査役	田中洋子	当事業年度に開催された取締役会、監査役会の全てに出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から、財務・経理の観点やガバナンス体制の構築等について適宜発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役である菅野寛氏及び岩崎俊博氏及び社外監査役である前田晴美氏、井ノ浦克哉氏、田中洋子氏は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

5. 会計監査人に関する事項

5-1 会計監査人の名称

有限責任大有監査法人

5-2 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,200千円
	17,700千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査 の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会 計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、執行役員、社内関係部署及び会計監査人より、根拠資料の提示、報告を受けた上で、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積もりの相当性等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

5-3 非監査業務の内容

当社は、有限責任大有監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規 上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

5-4 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、監査法人の職務執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。会計監査人が会社法第340条第1号各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

6-1. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める業務の適正を確保するための体制整備に向けた基本方針について、2022年3月15日開催の取締役会にて、「内部統制基本方針」を決議しております。

- 1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は、取締役会を設置し、経営に関する重要な意思決定を行うとともに、取締役の 職務の執行を監督する。
 - (2) 当社は、社外監査役を含む監査役会を設置する。各監査役は、監査役会で定めた監査 基準の下、取締役会その他重要会議への出席及び業務執行状況の調査等を通じ、取締 役の職務の執行に係る監査を行う。
 - (3) 当社は、代表取締役会議を設置し、合議が必要とされる重要な意思決定を行う。また、代表取締役CEO 直轄の組織として、他の業務執行から独立した内部監査室を設置し、役職員等による業務が法令、定款又は社内規程に違反していないか監査する。
 - (4) 当社は、「倫理綱領」を制定し、全ての役職員等に周知させる。
 - (5) 当社は、コンプライアンスに関する基本方針を定める「コンプライアンス規程」を制定し、所管部門がコンプライアンスに関する基本方針の策定及び実効性のモニタリングを行う。
 - (6) 当社は、内部通報窓口及び職場のハラスメントに関する相談窓口等、役職員等が内部 統制に関する問題を発見した場合に、迅速に内部監査室に情報伝達する体制を構築す る。報告又は通報を受けた内部監査室は、その内容を調査し、対応策を関係部署又は 専門家と協議の上決定し、実施する。
 - (7) 当社は、倫理綱領及び社内規程の遵守等を図るために、役職員等に対して、必要な教育を企画し、実施する。
 - (8) 当社は、法令違反、社内規程違反その他コンプライアンス違反行為が明らかになった場合には、当該行為に関与した役職員等に対し、厳正な処分を課す。

- 2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1)「文書保管管理規程」を制定し、これに基づき、株主総会議事録、取締役会議事録等、 取締役の職務の執行に係る文書を関連資料とともに保存する。
 - (2) 前項に定める文書の保存年限及び保存部署については、「文書保管管理規程」の定めるところによる。取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合に閲覧が可能である方法で保存する。
- 3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社は、リスク管理を体系的に定める「リスクマネジメント規程」を制定し、所管部門がリスクマネジメントに関する基本方針の策定及びリスクマネジメント状況のモニタリングを行う。
 - (2) 当社は、当社全体に影響が及ぶような重大な事案が発生した場合には、危機対策本部を立ち上げ、対応を進める。
- 4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会又は経営会議は、経営目標を定め、浸透を図るとともに、この目標の達成に向けて各部署が実施すべき具体的な目標を定める。各部署の担当役員は、この目標の達成に向けて、効率的な達成の方法を定め、実行する。
 - (2) 取締役会は、定期的に目標達成状況をレビューし、効率化を阻害する要因を排除又は低減する等の改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、当社全体の業務の効率化を実現する。
 - (3) 当社は、会社の経営に関する重要事項の諮問機関として経営会議を設置し、当社全体の経営に関して必要な事項の協議を行う。
- 5. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、使用人の当社の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 当社は、監査役の求めに応じて、監査役の職務を補助すべき使用人として「監査役補

佐担当しを配置する。

- (2) 監査役補佐担当は、監査役の職務を補助するに際しては、監査役の指揮命令にのみ従うものであることを取締役及び使用人に周知し、その任命、人事異動、人事考課については、常勤監査役又は監査役会の事前の同意を得るものとし、取締役からの独立性を確保するものとする。
- 6. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 当社の役職員等は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当社の監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。また、当社の監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても、速やかに報告を行わなければならない。
 - (2) 当社は、前項により当社の監査役に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。
- 7. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - (1) 当社は、監査役から職務の執行について生ずる費用等の支払を求められた場合、当社は当該費用が職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、速やかに支払うものとする。
- 8. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役は、当社の取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べることができる。
 - (2) 監査役及び監査役会は、代表取締役及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を実施する。
 - (3) 監査役は、内部監査室から内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つとして位置付け、財務報告の信頼性確保を推進する。
- (2) 内部統制が有効に機能する体制構築を図り、財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐように管理する。
- (3) 財務報告の信頼性を確保するために、内部監査人が核となる評価チームにより、業務プロセスのリスク評価を継続的に実施するとともに、評価結果を取締役社長に報告する。
- (4) 必要に応じて、金融商品取引法等の関連法令との適合性を考慮したうえで、諸規程の整備及び運用を行う。

10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 当社は、反社会的勢力との関係を根絶することを基本的な方針とし、「反社会的勢力対応規程」において「当社は、いかなる場合においても、反社会的勢力に対し、金銭その他の経済的利益を提供しない」旨を定め、反社会的勢力との取引関係を含めた一切の関係を遮断する体制を構築する。
- (2) 反社会的勢力に対しては、警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門 機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対 処できる体制を整備し、被害の防止を図る。

6-2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務執行

取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、社外取締役及び監査役が取締役会に出席いたしました。

② 内部監査

代表取締役CEO直轄の内部監査室が、当社各部に対する監査を行い、代表取締役CEO

への報告を行いました。

③ 情報セキュリティ管理体制

ISO27001に基づく情報セキュリティ監査を実施し、情報(資料・データ)を安全かつ 適切に管理していることを確認しました。また、外部機関による審査を受け、ISO27001 の認証を維持しております。

④ リスク・コンプライアンス管理体制

当社の取締役及び従業員に対して、コンプライアンスの理解を深めることを目的として、インサイダー取引防止等に関する研修を行い、コンプライアンス体制の周知徹底を図りました。また、経営会議にて、月1回リスク・コンプライアンスについてリスク分析を行うとともに各部門との情報及び意見の共有を行いました。

貸借対照表(2023年9月30日現在)

(単位:千円)

資 産 の	部	負債の	部
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,414,933	流動負債	242,484
現金及び預金	1,943,577	金 掛 金	10,091
売掛金及び契約資産	461,062	未 払 金	25,139
前 払 費 用	8,975	未 払 費 用	64,377
そ の 他	1,318	未払法人税等	56,340
固 定 資 産	75,819	未払消費税等	59,629
有形固定資産	41,238	預りの金	26,906
建物	27,099	負債合計	242,484
工具器具備品	14,139		部
投資その他の資産	34,580	株主資本	2,247,951
敷 金 及 び 保 証 金	25,580	資 本 金	1,004,513
繰 延 税 金 資 産	9,000	資 本 剰 余 金	994,513
		資 本 準 備 金	994,513
		利 益 剰 余 金	248,924
		その他利益剰余金	248,924
		繰 越 利 益 剰 余 金	248,924
		新 株 予 約 権	316
		純 資 産 合 計	2,248,267
資 産 合 計	2,490,752	負債・純資産合計	2,490,752

損益計算書 (2022年10月1日から2023年9月30日まで)

(単位:千円)

		科	E	I		金	額
売		上		高			1,369,186
売		上	原	価			481,070
	売	上	総	利	益		888,115
販	売	費及び	一般管	理費			681,844
	営	業	;	利	益		206,271
営		業外	収	益			
	受	取	;	利	息	14	
	そ		の		他	287	302
営		業外	費	用			
	支	払	5	利	息	186	
	為	替	5	差	損	326	
	上	場	関 連	費	用	12,109	12,623
	経	常	;	利	益		193,950
	税	引 前	当 期	純 利	益		193,950
	法	人 税、 住	民 税 及	び事業	税	42,806	
	法	人 税	等	調整	額	11,591	54,397
	当	期	純	利	益		139,552

株主資本等変動計算書 (2022年10月1日から2023年9月30日まで)

(単位:千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金				
	具个立	資本準備金	資本剰余金合計			
当期首残高	534,999	524,999	524,999			
当期変動額						
新株の発行	469,514	469,514	469,514			
当期純利益						
当期変動額合計	469,514	469,514	469,514			
当期末残高	1,004,513	994,513	994,513			

(単位:千円)

	利益親	利余金		新株予約権	純資産合計	
	その他利益剰余金	키 	株主資本合計			
	繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	109,371	109,371	1,169,369	316	1,169,686	
当期変動額						
新株の発行			939,029		939,029	
当期純利益	139,552	139,552	139,552		139,552	
当期変動額合計	139,552	139,552	1,078,581	-	1,078,581	
当期末残高	248,924	248,924	2,247,951	316	2,248,267	

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 棚卸資産の評価基準及び評価方法

什掛品

個別法に基づく原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

2 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

建物については定額法、工具器具備品については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物

8~15年

丁具器具備品

3~8年

3 引当金の計上基準

貸倒引当金

貸倒引当金債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度は貸倒実績がなく、貸倒懸念債権等の特定の債権に該当する債権もないため貸倒引当金を計上しておりません。

4 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び当該履行 義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

当社は主として契約等に基づき、顧客が要求するカスタムAIの開発を、定められた期間に応じて役務の提供等を通じた又は一定の成果物のサービスの提供を行っています。

当該サービスに対する履行義務を充足する通常の時点は、顧客との契約における義務を履行することにより、別の用途に転用することができない資産が生じ、また完了した部分について対価を収受する強制力のある権利を有していることから、主として一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、履行義務の充足に係る進捗率を見積り、当該進捗率に基づき収益を認識しております。ただし、契約期間がごく短い取引については、完全に履行義務を充足した時点で収益認識を行っております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)により算出しております。

会計上の見積りに関する注記

- 一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益
 - (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 売上高 1.299.386千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益は、契約金額に対応して発生が見込まれる人件費等の見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)により算出した進捗率により売上高を計上しております。

② 主要な仮定

見積総原価は、要求仕様及び開発途中の大きな変更がなく、開発過程に想定外の大きな工数が発生しないことを前提として、類似案件を参考に算出しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

見積総原価については継続的に現況を踏まえて見直しを実施しておりますが、見積総原価に係る要求 仕様等の前提条件の変更等により見積額が変更となった場合、翌事業年度の計算書類において認識する 金額に重要な影響を与える可能性があります。

貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

38,059千円

損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書に関する注記

 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数 普通株式

15.837.628株

2. 当事業年度末における自己株式の種類および株式数 該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

4. 当事業年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 346,174株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	5,903千円
未払費用	2,523 //
減価償却超過額	573 //
資産除去債務	691 //
繰延税金資産小計	9,692千円
評価性引当額	△691 //
繰延税金資産合計	9,000千円

金融商品に関する注記

- 1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業活動に必要な資金を主に自己資金により調達しております。一時的な余資は預金としており、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金及び未払費用はほとんど3ヶ月以内の支払期日であり、支払期日に支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
 - ① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理 当社は、営業債権について、社内規程に従い、取引先状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務 状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。
 - ② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、月次単位での支払予定を把握するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額 が含まれております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

「現金及び預金」及び「売掛金及び契約資産」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時

価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算

定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品 該当事項はありません。
- (2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品 該当事項はありません。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	カスタムAlソリューション事業
一定期間にわたって認識する収益	1,299,386
一時点で認識する収益	69,800
合計	1,369,186

- 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。
- 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
 - (1) 契約残高及び契約負債の残高等

(単位:千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	121,000
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	291,610
契約資産(期首残高)	124,935
契約資産(期末残高)	169,452

契約負債については、残高がないことから記載を省略しております。

契約資産は、顧客との業務受託契約等について、契約ごとの履行義務に応じて収益を認識した未請求の履行義務に係る対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振替られます。また、契約負債は、主に顧客との業務受託契約等に関して履行義務の充足の前に受領した前受金であり、履行義務の充足による収益の計上に伴い、取り崩されます。当該業務受託契約等に関する対価は、契約条件に基づいて請求し、概ね1カ月以内に受領しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履

行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に 含まれていない重要な金額はありません。

関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

一株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1株当たり当期純利益

141円96銭 9円70銭

重要な後発事象に関する注記

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年11月16日

株式会社Laboro.AI 取締役会 御中

> 有限責任大有監査法人 東京都千代田区

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 新井 努

指定有限責任社員 業務執行計員

公認会計士 服部 悦久

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Laboro.AIの2022 年10月1日から2023年9月30日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、 損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類 等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載 内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の 報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。 当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成する ことが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任 がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤認による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を 通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、 入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況 に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な 不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起する こと、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等 に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日 までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業とし て存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、 構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施 過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求め られているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害 関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年10月1日から2023年9月30日までの第8期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任大有監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年11月16日

 株式会社Laboro.AI
 監査役会

 常勤監査役(社外監査役)
 前田 晴美

 社外監査役
 井ノ浦 克哉

 社外監査役
 田中 洋子

以上

定時株主総会会場ご案内図

会場

ベルサール東京日本橋 RoomE

東京都中央区日本橋2-7-1 東京日本橋タワー4階



2023年12月21日 (木曜日) 午前10時 (受付開始午前9時30分)



交通

 日本橋駅(銀座線・東西線・浅草線) B6 出口
 直結

 東京駅(JR線・丸ノ内線) 八重洲北口 徒歩6分

三越前駅(銀座線·半蔵門線)B6 出 □ 徒歩3分

本総会当日のお土産はお配りしておりません。 ご理解賜りますようお願い申し上げます。